

学校いじめ防止基本方針

甲府市立北新小学校

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 未然防止の取組
- 4 早期発見の取組
- 5 いじめへの対処
- 6 その他の留意事項
- 7 いじめ防止指導計画



<参考資料>

- いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）
 - 第一章 総則（第1条—第10条）
 - 第二章 いじめ防止基本方針等（第11条—第14条）
 - 第三章 基本的施策（第15条—第21条）
 - 第四章 いじめの防止等に関する措置（第22条—第27条）
 - 第五章 重大事態への対処（第28条—第33条）
 - 第六章 雑則（第34条・第35条）
 - 附 則
 - 「いじめ防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針について
 - 文部科学省初等中等教育児童生徒課—
 - 県・市町村・学校における「いじめ防止基本方針」の策定について
 - 山梨県教育庁義務教育課—
 - 甲府市教育委員会「いじめ防止基本方針」
 - 甲府市教育委員会学校教育課—
 - 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント
 - 生徒指導17増刊号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A
 - 生徒指導・進路指導研究センター—
- 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340464.htm

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童が、いじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

また、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。国立教育政策研究所の調査によれば、いじめの被害及び加害経験者は小中学校で9割近くに上り、仲間外れ・無視・陰口等が日常的に起きている実態が浮かび上がった。この実態を踏まえ、『いじめ防止対策推進法』は、学校・家庭・地域・関係機関が一体となり、社会総掛かりでこの問題に対峙し解決を図る目的のもと、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校が児童を守るためになすべき取組を規定している。

学校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策委員会の設置、未然防止や早期発見、重大事態に係る調査、早期対応、再発防止に、学校全体で組織的に取り組み、とりわけ「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体をとおして、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等に日々取り組んでいきたいと考える。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条<※1>の規定及び県・市教育委員会の「いじめ防止基本方針」（平成26年4月1日施行）に基づき、本校におけるいじめ防止等の基本方針を策定した。

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条（定義）<※2>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめに関する基本的認識（「いじめ問題」の特質）

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

<※1>いじめ防止対策推進法 第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

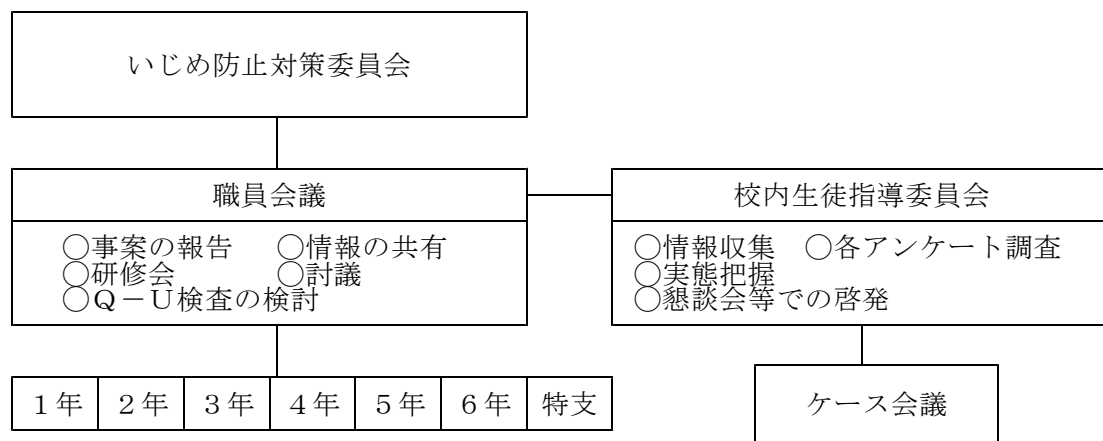
<※2>いじめ防止対策推進法 第2条（定義）

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめ対策の組織

いじめ防止対策推進法第22条<※3>に規定されているように、「いじめ問題」への組織的な取組を推進するためには、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

1. いじめ防止対策委員会の組織図



2. 「いじめ防止対策委員会」の構成員

いじめ防止対策委員会…校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学校評議員
有識者（大学関係等）

3. 「いじめ防止対策委員会」の役割

いじめ事案への対応に至る直接的な事柄はもとより、いじめの未然防止のための「教職員の資質能力向上のための校内研修」，「教育課程に位置づけて行う取組の企画と実施」，「各取組の有効性の検証」，「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。原則として月に一度定例会議を行う。

- (1) 未然防止推進のための取組について進捗状況の確認
- (2) 早期発見のための取組及びアンケート結果等の集約
- (3) 教職員への共通理解と意識啓発
- (4) 児童・保護者・地域に対する情報発信による意識啓発，意見聴取
- (5) 個別面談や相談の受け入れ
- (6) いじめが疑われる行為を発見した場合の対応
- (7) 発見されたいじめ事案への対応
- (8) 重大事態<※4>への対応

<※3>いじめ防止対策推進法 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

<※4>いじめ防止対策推進法 第30条（重大事態への対処）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- ②いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

3 未然防止の取組

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが最も有効な対策となる。特に、目に付きにくいと思われる「暴力を伴わないいじめ」や「インターネットを通じて行われるいじめ」について、道徳授業や体験学習等を通して児童に考えさせる等、「いじめを生まない学級・学校づくり」に取り組むことが重要である。

未然防止の基本は、すべての児童が好ましい人間関係を築き、安全で安心な学校生活を送ることのできる環境を整え、授業や行事に主体的に参加・活躍することを通して「確かな学力」や「豊かな心」を育む学校づくりを進めていくことにある。全校児童が参加・活躍できる場面を作り出す視点での「授業づくり」と「集団づくり」を推進する。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに、児童間にトラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートしない人間関係づくりに学校組織全体で取り組んでいく。全校児童が集団の一員としての自覚や自信をもち、互いを認め合う学校風土を作り出すために、児童自らがいじめの問題について主体的に学び考える機会を設定し、児童自らがいじめの防止を訴える取組を推進（例：児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）する。

- (1) いじめ等生徒指導に関する校内研修の実施
- (2) Q-U検査結果を活用した「学級の人間関係づくり」
- (3) 校内研究の充実と授業改善による「分かる授業づくり」
- (4) 「人権について考える」道徳授業の実施
- (5) 「人との交流」を重視した体験学習の実施
- (6) 「ボランティア活動」を取り入れた福祉教育の充実
- (7) 児童会活動による「いじめ防止」への取組

4 早期発見の取組

いじめの早期発見は早期解決につながる。早期発見のために教職員は日頃から児童との信頼関係を構築することに努め、その上で、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さない児童理解のためのアンテナを高く保つことが大切である。

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。子どもたちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる教職員の感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。①児童の些細な変化に気づく ②気づいた情報を確実に共有する ③情報に基づき速やかに対応する を早期発見の基本とし、教職員の共通理解を図る。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。児童に関わることを教職員間で共有し、保護者や地域とも連携して情報の収集に努める。

早期発見のための手立て

- (1) アンケート調査
- (2) 個人ノート，生活ノート，日記
- (3) 個人面談
- (4) 日々の観察
- (5) 保健室での様子
- (6) 本人からの相談
- (7) 周りの友だちからの相談
- (8) 保護者からの相談
- (9) 地域の方からの情報



5 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。被害児童を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2. いじめの発見・通報を受けた時の対応

- 1) いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、「いじめ防止対策委員会」がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消に至るまで「いじめ防止対策委員会」が責任を持って対処する。
- 2) いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに「いじめの防止対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- 3) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、重大事態が発生したものとして調査・報告する。
- 4) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。これらの情報は全教職員で共有し、以後の指導に役立てる。
- 5) 学校や学校の設置者が、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合で、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校は学校の設置者と連絡を取り、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- 6) いじめが「重大事態」<※4>と判断された場合は、直ちに所轄警察署に通報して適切に援助を求めるとともに、設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

3. いじめられた児童又は保護者への支援

- 1) いじめられた児童・保護者に対し、組織として全教職員で対応する。個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を心がけ、一方的・一面的な解釈で対処しないこと、保護者への連絡は迅速に行うこと、児童の個人情報の取扱いに留意しプライバシーを守ること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うこと等に配慮し、できる限り丁寧な対応に努める。
- 2) いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。
- 3) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- 4) 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- 5) いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- 6) いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室で指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等、外部専門家の協力を得る。
- 7) 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- 8) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- 1) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 2) 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- 3) いじめた児童への指導に当たっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 4) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止<※5>や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に対して懲戒<※6>を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- 5) 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

<※5>学校教育基本法 第35条（出席停止）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

<※6>学校教育基本法 第11条（懲戒）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

6. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。専門家を外部講師として招いて、児童や保護者を対象に学習会を開いたり、学校内での情報モラル教育を推進したりするなど、ネット上のいじめへの未然防止に努める。

6 その他の留意事項

1. 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じ、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効のないいじめの問題の解決に資することが期待される。

加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

2. 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

3. 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないための校務分掌の適正化や効率化を図り、組織的体制を整える。

4. 学校評価及び教職員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

5. 地域や家庭との連携について

「学校いじめ防止基本方針」について地域や保護者に周知し理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校・PTA・地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設ける等、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

月	会 議	防止対策	早期発見
4	学年総会 いじめ防止対策委員会発足		
5		Q-U検査	家庭訪問
6	学級懇談会 北新教育を考える会		いじめアンケート
7	地区教育懇談会	携帯安全教室等	
8		校内教員研修	
9			
10	学級懇談会		
11		Q-U検査	いじめアンケート
12			個別懇談
1			
2	学年総会		いじめアンケート
3	いじめ防止対策委員会		

毎月定例のいじめ防止対策会議

事案発生時に緊急対応会議の開催

学級づくり・人間関係づくり

顧問カウンセラー来校（定期）・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等依頼

※ 「いじめ防止対策委員会」は、毎月定例で行います。

※ 事案が発生した時には、緊急対応会議を開催します。

